

令和4年7月28日

保護者のみなさま

島本町立第四小学校

校長 川口 直樹

児童生徒等に新型コロナウイルスの感染が確認された場合
の基本的な対応について（令和4年7月）

日頃は本校の教育活動、及び新型コロナウイルス感染拡大防止の取組にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、児童生徒等が新型コロナウイルスに感染した場合等の対応について、令和4年7月28日（木）から以下のとおりに対応いたしますのでお知らせします。

記

1 学校で感染者が確認された場合の対応

- (1) 感染した児童について、出席停止とします。
- (2) 児童が濃厚接触者又は濃厚接触の可能性のある者（以下「濃厚接触者等」という。）と判定された場合は、同様（出席停止）とします。

2 濃厚接触者等の特定

学校が主体的に接触状況等を確認の上、濃厚接触者等の特定を行います。

3 学校が濃厚接触者等として特定した児童の出席停止

感染者との最終接触日（0日）から起算して5日間又は保健所や医療機関の指定する期日まで出席停止とします。

ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とします。

その上で、感染者や濃厚接触者等と特定されなかった児童については、下記「5 臨時休業の実施について」により臨時休業を実施する場合を

除き、教育活動を継続します。

4 感染者が判明した日の対応

臨時休業や学年閉鎖、学級閉鎖を行う場合は、感染者等を確認した翌日から原則3日間実施します。

5 臨時休業の実施

(1) 次の場合に臨時休業を実施します。

- ・直近3日間の感染者、濃厚接触者及び発熱等の体調不良者が学級において複数（15%以上）確認された場合は、原則3日間の学級閉鎖とします。
- ・新規感染者が学級において5名以上確認された場合は、原則3日間の学級閉鎖とします。

※ただし、上記にかかわらず、地域の感染状況、校内の感染者数等により、保健所との協議の上、臨時休業の範囲を総合的に判断する場合があります。

6 情報提供

学級閉鎖、学年閉鎖又は臨時休業を実施した場合は、当該学校から保護者へメールで以下の内容を提供します。

- ・当該学校で感染者が確認されたこと。
- ・学級閉鎖、学年閉鎖又は臨時休業の実施期間

7 児童が感染者となった場合

(1) 有症状の場合

- ・発症日(発熱等があった日)を0日として、10日目まで自宅待機、かつ症状(発熱等)がなくなって3日間(72時間)を経過していれば翌日から登校可。
- ・8日目以降に症状があれば、症状(発熱等)がなくなって3日間(72時間)経過すれば、登校可。

(2) 無症状の場合

- ・検体採取日を0日として、7日目まで自宅待機、8日目から登校可。

※ただし、保健所から連絡があった場合は、その指示どおり取り扱うようお願いいたします。

※10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の観察を行うことになっていきますので、ご注意ください。

8 児童が濃厚接触者等となった場合

感染者と最後に濃厚接触をした日（0日）から起算して5日間又は保健所や医療機関の指定する期日まで出席停止とします。

ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とします。

9 同居の家族等が濃厚接触者となった場合

- (1) 出席停止等の対応は、原則行いません。
- (2) 濃厚接触者が発熱等の症状等がみられる場合は、PCR検査等が行われる前には、保健所等関係機関と相談を行い、出席を見合わせるように依頼する場合があります。その場合は、出席停止とします。

10 給食の対応

臨時休業が行われたとき

- ・臨時休業が行われた場合、臨時休業期間中の給食は行いません。
- ・親子給食実施校については、親側の学校が臨時休業となった場合は、子側の学校については、その期間中は弁当持参となります。

11 学校への連絡

児童のコロナ感染が判明した場合は、学校に連絡をお願いします。

ただし、時間帯及び内容によっては、以下の連絡先をお願いします。

曜日・時間帯	陽性判明	検査受検	濃厚接触者の特定
平日（日中）8時～18時30分まで	学 校		
平日（夜間）18時30分～翌朝8時まで ※水曜日は17時30分まで	役場	×	×
土日祝日（終日）	役場	×	×

※夏休み期間中の学校への電話は、

8：30～17：00です。ご注意ください。

※島本町立第四小学校 ☎ 075-962-2311

※島本町役場 ☎ 075-961-5151